

令和6年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第1回 臨時会（第1号）

招集年月日	令和7年 1月29日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	令和7年 1月 29日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	閉 会	令和7年 1月 29日 午前 10時50分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 11名 欠席 0名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (6)	原 克 美	○	8	藤 原 修 治	○
	副議長 (7)	福 島 教 次 郎	○	9	山 本 幹 雄	○
	2	牛 尾 博 文	○	10	簀 根 正 一	○
	3	藤 原 み ど り	○	11	佐 竹 一 夫	○
	4	日 高 学	○	12	西 嶋 二 郎	○
	5	中 原 保 彦	○			

会 議 録 署 名 議 員	8 番	藤 原 修 治	9 番	山 本 幹 雄
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	産業振興課長	行 田 将 士
	副 町 長	山 根 啓 史	建設課長補佐	和 田 哲 也
	教 育 長	阿 川 俊 治	大和事務所長	吉 村 猛
	総務課長	中 原 輝 文	教育課長	旭 林 修 範
	企画推進課長	行 田 綾 子		
	会計課長	森 原 健 次		
	住民課長	志 村 幸 恵		
	健康福祉課長	石 田 圭 司		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井 原 武 徳 議会事務局員 大 畑 真 紀		
議 事 日 程		別紙のとおり		
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり		
会 議 の 経 過		別紙のとおり		

令和 7 年美郷町議会第 1 回臨時会議事日程 (第 1 号)

令和 7 年 1 月 2 9 日 (水) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【条例案】 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 議案第 2 号 美郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【予算案】 議案第 3 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算 (第 8 号) 【一般事件案】 議案第 4 号 工事請負契約の変更について 議案第 5 号 邑智郡総合事務組合理約の変更について
5	議員派遣の件

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

ただ今から令和7年美郷町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、美郷町議会会議規則第127条の規定により、8番・藤原修治議員、9番・山本議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆様おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、1点、「美郷町公式LINEのお友達登録者数が、人口3倍超え、人口比の登録者数が全国2位」となったことを報告いたします。美郷町公式LINEのお友達登録者数は、昨年4月に町の人口の2倍を超え、6月には1万人を超えて、順調に増加をしています。今年1月19日に、登録者数が1万3005人となり、町の人口の3倍を超えました。人口比の登録者数は全国自治体3位から2位にランクアップし、中国地方ではトップとなりました。人口3倍超えにより、町人口の2倍以上の町外の方に、お友達登録をいただいていることとなります。公式LINEは、町民の方向けには生活に密着した情報提供や電子申請、自治会のお知らせとの連携など、サービス機能を充実し、多くの町民の皆様にご利用をいただいています。一方で、町外の方に向けては、町のイベントや取組み、魅力を伝える情報発信に注力をしており、町のイベント、観光情報や、神楽、バリの町づくりなど、多くのコンテンツを発信しています。情報発信の強化や、町独自の取組み、魅力がメディアで多数取上げられていることで、美郷町に関心を持つ方が増え、注目が集まっているものとうれしく思っています。引き続き、公式LINEを含むSNSを活用し、戦略的な情報発信に取り組んでまいります。以上で報告を終わります。

●原議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本臨時会に提案を受けております議案は、条例案2件、予算案1件、一般事件案2件の計5件であります。議案第1号から議案第5号までの5議案を一括上程いたします。

それでは、議案第1号から順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

上程いただきました、議案第1号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。この条例は、刑法等の一部を改正する法律と、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により、法令上の罰則である。懲役と禁錮が廃止され、これに変えて拘禁刑に一本化されることに伴い、これらの用語を引用している複数の条例について、まとめて所要の改正を行うものです。懲役と禁錮の要綱を引用している条例は、5条例あり、それぞれ引用している規定の該当箇所を改正いたします。それらの条例と該当する規定は、新旧対照表の方をごらんいただければと思います。1ページ目の美郷町職員の給与に関する条例の第18条の2、第3号と第4号、第18条の3第1項第1号と第3項第1号。次に、2ページの方に移っていただければと思います。2ページ目の美郷町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の第4条第2号。美郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の第6条第1号。そして美郷町行政不服審査会条例の第9条。最後に、3ページ目の美郷町議会の個人情報の保護に関する条例51条、52条、53条です。この改正条例の第1条から第5条で、それぞれの規定中の懲役または禁錮を引用している箇所を、拘禁刑に改めるのものです。なお、5つ目の美郷町議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、議会におかれて所管されている条例でございますけれども、議会事務局の依頼により、執行部でまとめて改正を提案していることを補足しておきます。次に、議案の方に戻っていただき、2ページ目から3ページ目で規定している第6条から第8条について、要点をご説明申し上げます。罰則の改正等につきましては、必要な経過措置を設けることとなっており、これらの規定は、このたびの改正にあたって必要な経過措置を規定しているものです。第6条では、この条例の施行日前の行為の処罰については、改正前の条例の規定を適用する。つまり改正後の拘禁刑ではなく、懲役または禁錮が適用されるということを定めています。第7条では、この条例の施行後には、拘禁刑となったものだけでなく、旧刑法による懲役、禁錮または拘留に該当したものについて、拘禁刑と同じとみなすことを定めています。最後に、第8条については、この条例で改正する給与条例の第18条の3では、期末手当の一時差止めを規定しています。改正前の刑法、条例による懲役などが適用される起訴がされた場合に、それらの改正の施行日以降は、拘禁刑とみなす旨を規定しています。そして、附則で定めるこの条例の施行日は、先ほど申し上げました関連法の施行日である令和7年6月1日です。また、罰則のある条例の制定改正等につきましては、事前に地方検察庁と協議することとなっており、この条例についても、松江地方検察庁と協議し、審査済みであることを申し添えます。以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議の程よろしく願います。

続いて、議案第2号の美郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。この条例は、消防団員が退職した場合の

退職報償金について、関連政令の改正を踏まえて、所要の改正を行うものです。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、消防団員の処遇改善を図るため退職報償金の区分が新設されました。この条例改正では、その政令改正と同じく退職報償金の区分を新設いたします。具体的な内容につきましては、新旧対照表をごらんください。退職報償金は、退職時の階級と勤続年数により決定されます。そのうち、勤続年数につきましては、これまで30年以上が1番高い区分でしたが、このたびの政令改正で、35年以上の区分が新設されました。この条例改正により、政令と同じく35年以上の区分を新設し、また、その金額も、他の区分と同様に、政令と同じ額を定めるものです。また、改正後の条例の施行日につきましては、改正条例の附則で定め、政令と同じく、令和7年4月1日としております。これにより、同日以降に退職された消防団員から、改正後の規定がされるものでございます。以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第3号、令和6年度美郷町一般会計補正予算第8号について、ご説明いたします。本補正は、歳入につきましては、国の補正予算により、12月に追加交付がございました普通交付税の増。同じく国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増。全国高校総体島根県施設整備補助金の増。交付税の増による財政調整基金繰入金の減。歳出におきましては、先の重点支援、地方創生臨時交付金を活用して取組みます3つの事業、今月初旬の積雪に伴い、今後、必要と見込まれる除雪経費、全国高校総体に向けたカタマラン艇の追加購入経費を計上するもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9782万6000円追加し、80億2090万7000円とし、5つの事業について繰越、1事項について、債務負担行為の議決を求めるものです。初めに、第2表、繰越明許費について、4ページをごらんください。款2総務費、項1総務管理費、事業名、広報誌、広報みさと印刷業務、翌年度に繰り越して使用する金額は36万8000円です。繰越の事由は、広報みさと令和7年4月号の発行業務につきまして、3月より編集委託を開始し、4月の発行日まで継続することから、繰越をお願いするものです。次に、款3民生費、項1社会福祉費、事業名、美郷町福祉施設物価高騰対策給付金。同じく、同款、同項の事業名、美郷町住民税非課税世帯等支援給付金、翌年度に繰り越して使用する金額は、前者が791万8000円で、事業費の全額、後者が事業費の一部で500万円です。繰越の事由は、いずれも国の補正予算に伴い計上する事業のため、年度内では、十分な実施機関の確保が見込めず、繰り越しをお願いするものです。次に、款7商工費、項1商工費、事業名、美郷町商工業物価高騰消費キャンペーン事業、翌年度に繰り越して使用する金額は3733万6000円で、これも事業費の全額を予定しています。繰越の事由は、事業実施にあたり消費者及び事業者への事業内容の周知に期間を要するため繰り越しをお願いするものです。最終行ですが、款10教育費、項6社会教育、事業名、都賀長藤地区公民館整備事業、翌年度に繰り越して必要する金額は9000万円です。繰越の事由は、今年度中、敷地造成工事の測量調査設計に基づき工事を施工するにあたりまして、令和6年度中での十分な工期を確保することが難しく、また、建築設計業務委託につきましても、建物の構造計算を行う上で、地盤の改良

工事実施後に、地盤支持力試験を行う必要があり、年度内での完了が見込めず繰越をお願いするものです。以上、繰越明許費の合計額は1億4062万2000円となります。次に、5ページ、第3表、債務負担行為をごらんください。事項、カヌースプリント競技自動発艇装置購入、期間は令和6年度から令和7年度までで、限度額は3500万円です。自動発艇装置は、発注から納品までに5カ月程度を要し、令和7年8月1日からの全国高校総体、カヌースプリント競技大会までの確実な配備を目指し、取得に向けた準備を進めるため、このたび、債務負担行為をお願いするもので、購入に係る予算につきましては、現金支出が納入後となることや、県の予算との兼ね合いで、令和7年度当初予算に計上をさせていただく予定です。続きまして、8ページへお進みください。事項別明細書により補正額について説明をさせていただきます。款10 地方交付税、項、目、節いずれも、1、地方交付税、普通交付税、補正額7478万7000円。国の補正予算により、昨年12月26日に追加交付をされたもので、経済対策の事業を円滑に実施するために必要な経費の臨時経済対策費や、給与改定費などの費目が追加をされております。次に、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 総務費国庫補助金、節2 総務管理費補助金。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補正額5383万9000円。内訳は、低所得者支援枠が2300万円。推奨メニュー事業枠につきましては、国から示されました限度額の3083万9000円を計上しています。続いて、款15 県支出金、項2 県補助金、目5 教育費県補助金、節1 社会教育費補助金。全国高校総体島根県施設整備補助金、補正額550万円。カタマラン艇の購入に係る補助金で、補助率は10分の10です。次に、款18 繰入金、項2 基金繰入金、目及び節1 財政調整基金繰入金。補正額3630万円減。普通交付税の追加交付により生じた残余の一般財源について、基金の取崩しを減じるものです。以上、歳入についての説明を終わります。次に、歳出につきまして、9ページをお開きください。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費。説明欄001 社会福祉総務費、補正額791万8000円。物価高騰により増大しております町内の福祉施設の運営費の一部について助成をし、運営の継続を支援するものです。対象は町内の福祉施設を運営する6法人13事業所で、支給対象期間、内容は令和6年4月から令和7年3月までの光熱水費、燃料費及び食材費に相当するものです。続いて、説明欄014 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費、補正額2300万円。物価高騰の影響が長期化する中で、令和6年度の住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円を支給し、子のある世帯につきましては、子ども1人当たり2万円を加算するものです。内訳は、給付金が2220万円事務費が80万円で、事業の実施期間は議決後より、令和7年5月31日までとし、最初の支給予定日を2月10日とし、支給対象世帯720世帯、子ども30人を想定し計上をしております。次に、款7 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費、町民カード活用事業、補正額3733万6000円。美郷町商工業物価高騰消費キャンペーン事業、みさと。PAY半額まつりを令和7年夏ごろに実施する計画としております。地域通貨であるみさとPAYを活用することで、物価高騰に苦しむ消費者の町内消費欲を刺激し、町内商工業の活性化を図るもので、事業内容は、これまで同様期間中の町内消費額の50%につきまして2万円を上限とし、ポイントを付与するものですが、これまで行っておりました加盟店以外での消費、すなわちレシートでのポイント還元は対象外とする予定です。詳しくは、別途ご用意しております参考資料をご確認ください。次に、款8 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路維持費、補正額2400万円。1月9日か

ら 11 日の除雪作業の実施により、今後の作業見込みに不足額を生じないよう除雪委託費を 2250 万円、また、除雪ドーザのスノープラウの部品取替え、予備のエッジ交換を含め修繕費を 150 万円増額するものです。10 ページにお進みいただきまして、款 10 教育費、項 7 保健体育費、目 2 体育施設費、節 17 備品購入費補正額 550 万円。全国高校総体カヌースプリント競技に使用しますカタマラン艇の購入費用で、財源は全額県費での対応となります。最後に、款 14 予備費、項、目、予備費、補正額 7 万 2000 円。財政調整基金の繰入額の補正に伴う調整増です。以上で、議案第 3 号、令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 8 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

上程いただきました議案第 4 号、工事請負契約の変更について、ご説明いたします。この議案は、令和 6 年 6 月 24 日に指名競争入札を行い、令和 6 年 7 月 2 日に契約を締結いたしました営農型太陽光発電設備等設置工事について、契約の内容に変更が生じたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。変更に係る契約の目的は、営農型太陽光発電設備等設置工事で、契約の金額は 1 億 3200 万円を 326 万 7000 円増額し、1 億 3526 万 7000 円に変更いたします。契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字川本 556 番地 3。島根電工株式会社 川本営業所所長 星野宏祥です。変更の理由は、EV 充電設備及び電気配管工事費等の増による変更でございます。以上、議案第 4 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

上程いただきました議案第 5 号、邑智郡総合事務組合理約の変更について、ご説明いたします。邑智郡総合事務組合は、地方自治法に基づき邑智郡 3 町により組織し、邑智郡の振興に係る広域的な事業に関する事務を共同処理しています。このたびの提案は、し尿処理施設志谷苑の老朽化に伴う施設の機器更新等において、構成町の負担割合を規約に追加するほか、平成 22 年度に整備を終えて、借入れの償還を完了した焼却処理施設基幹整備費の記載を削除するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。初めに、参考資料を使って、し尿処理施設志谷苑の基幹改修計画の及び構成町の負担の割合について説明させていただきます。資料をお願いします。資料の 1 ポツには、基幹改修計画の概要を記載しています。工事内容は、屋根の防水施工、設備等の省電力化、処理能力のスケールダウン、ポンプ施設等の浸水対策で、総事業費は 10 億 7690 万円でございます。スケジュールは、令和 7 年度に設計を行った後に、一部工事に着手し令和 8 年度に本格的な改修工事を行い、令和 9 年度から供用開始の予定でございます。2 ポツには、負担割合の方針について記載しております。経費の支弁方法は、組合理約第 12 条に規定されており、施設整備における関係町の負担割合は、その整備の都度決定し、別表に追加することとしていますが、現在、し尿処理施設

の整備に関する記載がないことから、新たに負担割合を決定し、規約に追加する必要があります。このたびの負担割合の考え方としましては、今回の整備は、あくまでも改修であり、新設ではないことから、建設当初の負担割合を基礎とすることとし、建設当時の負担割合と大きく乖離しないよう考慮しています。平成9年の建設当時、搬入実績割は、将来の実績の変化を見越し最も大きな割合の60%としています。実際に、平成10年に美郷町、平成11年に邑南町が公共下水事業を開始し、これに加えて、各町が実施する農業集落排水も志谷苑ではなく、各町の公共下水施設に搬入するようになったことで、志谷苑の搬入は大きく減少しています。こうした状況も踏まえ、このたびも、搬入実績割については、大きな変化を反映する割合として、当初の設定を維持し60%とします。均等割につきましては、市町村合併を考慮し、採用されたごみ処理施設等の負担割合と同様の10%とし、残る人口割を30%とします。3ポツは、各町の負担割合及び見込額でございます。負担金の総額は、総事業費から国庫交付金を差し引いた7億4720万円と算定し、記載のと通りの負担額となります。結果的に、町別の負担割合は、建設時と比べ、川本町が増額、美郷町と邑南町が、いずれも減額となりますが、建設時の負担割合から大幅な乖離がないことから、適切であると考えます。続いて、新旧対照表の1ページをごらんください。別表の3項に、し尿処理施設の運営費が記載されておりますが、これを第1号とし、第2号に、今回の基幹整備に係る負担割合の算出方法を追加いたします。令和7年度、令和8年度の事業を通して、人口割は、令和2年国勢調査人口、搬入実績割は、令和5年度の計量に基づく搬入実績割を根拠といたします。本文に戻っていただきまして、2ページの第4項第2号に係る、すいません。失礼しました。新旧対照の表です。2ページの第4項第2号に記載のある焼却処理施設基幹整備に係る負担割合については、既に事業を終了し、起債の償還を終えたため、今回の改正に合わせて、規約別表から削除し、第3号を第2号に繰り上げます。続いて本文のほうに戻っていただきまして、2ページの附則をお願いいたします。附則に、この規約は、令和7年4月1日から施行することとしています。以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第1号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続きまして、議案第2号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続きまして、議案第3号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●原議長

11 番、佐竹議員。

●佐竹議員

9 ページですか。要するにカードの商工業のカードを前言ったかもしれませんが、役場で、9 ページですね。3700 万のあれは、事務委託料というのです。同じ 3700 万出ておりますが、これ全面的に商工会のほうへ委託されるわけですかね。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

ご質問のところでございますけども、ここの部分のですね、委託料というのは、要はポイント付与の金額になりますので、これは商工会のほうに全額委託をいたします。以上でございます。

●原議長

11 番、佐竹議員。

●佐竹議員

前ね、このカードを持っている人の、誰が持ってるかという、商工会へ聞いたら商工会は分からんというので、役場へ聞いたら役場の方でも、これは個人の秘密だから教えられんというような回答だったんです。これを全面的に、商工会の方に委託されるんだったら、商工会の方で分かるという格好になるわけですかね。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今回の委託料に関しましては、あくまで、今の個人情報云々とどことは別のところの話でございまして、ポイント付与の町からの公共ポイントというふうなところの、今回半額まつりをまた実施いたしますけども、そこのポイント付与というところの事務事業の委託金額でございますので、今、佐竹議員おっしゃられる今の個人情報の部分とはちよっとかけ離れているかなと思っております。以上でございます。

●原議長

11 番、佐竹議員。

●佐竹議員

言うたかもしれませんが、誰が持っておられるのかということ、要するに、ちょっとミスがありまして、お金を返さないといけないようなことがあって、それを商工会に聞いたら商工会は分かりませんからと言って、役場に聞いたら個人のあれだから教えられんというような回答で、どうするのかなと。要するに、もらい過ぎたぶんですから、返さにゃいけないと思うんですが、誰に返せばいいのか分からないということで商工会の方に聞いたんですが、役場に言ったら役場は個人の情報で教えられんということだったので、そりゃどがすればいいのか。そのままほっとかにゃあいいんのか。お客さんが

損するような格好になるので、これは、これまでどおりそういうことでいいんですかいね。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

このご質問以前の時にもちょっとお伺いをいたしまして、後からご説明をいたしましたけども、あくまでこの商工会のほうですね、個人情報には確かに持ってありません。こちらのほうに問合せをしてっていうようなところでございますので、また後で、その辺のところのご事情を、また以前も説明いたしましたけども、説明をさせていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

●原議長

他に質疑はございませんか。

●原議長

8 番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

この関連なんですけど、今まで可能だった加盟店以外のレシート申請、これはこの度駄目だというようなことなわけありますけど、町内商店のうちで、レシート申請ができない加盟店外の店舗の比率といいたしましょうか。加盟店と加盟店以外はどのぐらいの比率で分かれてるのでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今のご質問ですけども、加盟店と加盟店以外の比率っていうところは、これはあれでしょうかね、前回の半額まつりの町内の加盟店の比率でございますけども、今ですね、このみさとと。PAY に加入しておられる店舗数は、今現在 98 件ございます。町内でですね。そのうち、分母をどうするかなんですけども、これ商工会の会員数でのところでございますけども、今商工会の会員数で登録をされてるのは、商工会に問合せをしますと、125 件ということでございました。ですので、要は、全体の 78.4% が、このみさとと。PAY の加入店に参加をしているというふうな状況でございます。以上です。

●原議長

8 番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

はい、了解しました。約 8 割の店舗が加入されてるということなんですけど、加盟店か加盟店外かというのは、店の玄関といいましょうか、店舗の最初に、ばちっとう張りこんであるわけですね、誰でも理解できるようになっとるわけですね。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

このみさとと。PAYの事業が始まりました時に緑色の看板を一応掲げてございます。加盟店さんには、商工会のほうから、なるべくこれは掲げていただけるようにというふうなお願いをしておりますけども、ちょっと時期がですね、だいぶんずれておりますので、今回、この半額まつりをするときに、再度周知をさせていただいて、また、普及のほうに努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

勘違いがあったらいけませんので、その辺のところ徹底していただきたいと思います。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

補足させていただきますと、加盟店かどうかというところがですね、今、みさとと。PAYのアプリを導入しております、そのアプリの中で確認をして、加盟店についてはですね。マップ上で加盟しているお店が出てきますので、それで確認していただくことが出来ますので、ぜひ活用していただければと思います。

●原議長

8番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

はい、了解しました。いずれにしてもお年寄りにはなかなか確認が出来ませんので、やはり、視覚でしっかり訴えるような周知をよろしくお願いします。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

4番、日高議員。

●日高議員

5ページなんです、今の債務負担の関係なんです、これは債務負担の理由を言われまして、確かに、この債務、いわゆる翌年度に支出が決まる金額ということで、よく理解しました。その中で、いわゆる、これ僕も予算が出るんだろうなと思うて、ちょっと色々とカヌー協会とか調べてみました。そうしますと、やはりこの発艇装置というのがないと、いわゆる国体であるとか、今のあれですね、高校総体ですね、こういったものの大会が出来ないということで、そのことは、確かに理解できるんですが、そういった中で、これちょっとお願いというか、この予算について、反対とか賛成ではないんですが、やはり救助艇、これにも補助金がついております。いわゆるスポーツ協会のほうのちょっと調べてみたら、国体とかそういったものにつきまして備品については、一定の補助金があるというふうに聞いております。そうすると、発艇装置にもどうなん

だろうかというのが、聞いてみたりですね、そういったものをちょっと調べていただければなというふうに、できるだけ経費が負担にならないように考えていただければと。それから、もう一つは、以前ですね、この国体誘致に関して島根県知事のほうからも、いわゆるその順番制になったところは大変に負担がかかると、こういったふうな、県のほうからもありました。そうした意味でいいますと、やはり、こちらも要望したりして誘致を図ったところではありますが、そういった意味では大変な負担がかかるわけです。そういった意味で県のほうの協力は得られないかですね、こういった点をですね、よく調査をしていただいてですね、できるだけ町の経費がかからないように考えていただければというふうに思います。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。まず1点目でございます。県の補助金、財源等をしっかり検討してという言葉、いただきました。7年度の全国高等学校総合体育大会の周辺環境整備事業補助金を活用いたしまして、このたびの債務負担行為で計上させていただいております。自動発艇装置についても、その補助金を活用したいというふうに考えておるところでございます。続きまして、2点目、国スポの関係も含めてということだと思っておりますけれども、当然、インターハイ、また国スポ、それぞれ大会の主体は異なってまいります。県、そして美郷町、そしてカヌー協会、全国高体連のカヌー専門部、そういった競技団体がそれぞれ連携をとって、円滑な開催と大会運営を目指していくということには違いがございませんので、インターハイ、そして国スポに向けても従前どおり、それら関係団体、組織と連携をとりながら、しっかりと準備等進めてまいる考えでございます。以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

少し補足をさせていただきます。ご指摘のようにできるだけ町の予算を抑えるべく、いろんな話をさせていただいております。それで、今回インターハイ、8月に開かれるインターハイ関係で2つ挙げさせていただいております。このカタマラン艇というのが、救助艇でございますけれども、これもたしか3台必要というふうに、明確に規定されておまして、今回10分の10で、県が予算をつけていただいておりますので、インターハイを開催しなきゃあいけない。県としても、応分の負担をしたいということで、これも10分の10が付いております。それと、自動発艇装置につきましては、やはり大きい大会を開くときにはもう必須のものになっておまして、これはインターハイ、国スポ、それ以外の、例えば中国大会が、数年に1回、おそらく回ってくるようになりますけれども、今、標準的に大体この自動発艇装置を使うようなところも多くなっているということですので、基本的には、必要な、必須な装置ということになります。それで、インターハイが開かれる年でもありますので、県の方には相談をいたしまして、県としても補助をお願いしたいということでございまして、今の話をさせていただいております。ある程度合意はしております。ただ県の予算、翌年度の予算が、この2

月、3月の議会に提出をされますので、正式な決定はそこで予算案が通らないと確実なことは言えないんですけども、その予算案の中には、対象となるものの、おそらくイメージとして2分の1を想定して、予算案を上げていただけるということで、今水面下で話しております。逆に言えば、今回、このタイミングで自動発艇装置を注文しないと、他の中途半端な時期ですと、おそらく県もお金出してくれませんので、インターハイ開催に合わせて今の時期に、自動発艇装置を購入さしていただくことで、県からも補助いただくというふうなことができるんじゃないいうふうに思っております。それと、国スポをやるにあたって、マスコミ等と言われてますように、都道府県の負担が非常に大きいということが報道されております。島根県知事も、そこを問題視をされてるというふうに承知はしております。ここで掛かる経費というのはですね、主に2つあると思っておりまして、一つは、大会、開催そのものにかかる経費ですね。例えば、移動、宿泊とか、弁当をどうするのかとか、大会運営に関わるスタッフの人件費ですとか、様々な運営に掛かるもの、これは、当然のことながら掛かってくる話なんですけども、1番大きいのは施設の整備の費用だと思います。ハード整備ですね。30年の国スポに向けては、ここからハード整備というのが本格化していきます。新年度からですね。ですから数十億単位の設備費用が必要になってくるんじゃないかなと。まだ、競技の開催は決まったんですけども、開催する整備の競技場も決まったんですけど、それがまた一に戻って本当にやるのかどうかっていうようなところまで戻ってるような競技場、あれはたしか30億とか40億掛かる話というふうに承知しています。そういう点でいきますと、美郷町におきましては、もうハード整備につきましては、一段落しておりますので、ここから大きな単位でのハード整備費用というのは必要がないと思っておりますので、一部、例えば、倉庫のようなものが附属で必要になったり、そういったものは出てくるかもしれませんが、基本的には、国スポ、インターハイを開くにあたっての主要なハード整備は終わっておりますので、大きな負担はこれ以上は発生しないんじゃないかというふうに思います。以上です。

●原議長

他に質疑はございませんか。

●原議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

まず、1点、今のところに合わせて、債務負担行為をされということで、8月夏の大会に間に合わせるためには、今から始めないといけないからということで、いわゆる年度をまたがるということで、債務負担行為で上げられたということだという理解をさしていただきました。ただ、発艇装置だけで大会運営ができない。いわゆるシステムとして記録の測定、それから、その集計、掲示板、それが一つのシステムとなって、大会運営に必要、様々な機械がいるということになってこようと思います。それらについては、その大会ごとに一つの全体の大きな大会としての運営の中での経費負担が見られるというふうな理解を私は基本的にはしてるんですけども、その中で、発艇装置をあえて購入すると、助成は受けられるんですけども、その意義について、確認をさせていただきますか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。今回、自動発艇装置をインターハイの開催に合わせて町として購入ということで、今回の補正予算に計上させていただいておるところでございます。まず、この自動発艇装置の必要性等につきまして、また再度お答えをいたしますならば、そういった各種全国大会規模での必須の機具になっているということ、そして、合わせて美郷町としては、町の特色、強みを活かした町づくりの一つの柱立てとして、カヌーの町づくりという取組みをいたしております。その中で、やはり、大学生等を中心としたカヌー合宿、そういった誘致等々も既にお示しをしているところでもございますし、同志社大学さん等の利用実績も、今年度中にいただいているところでもございます。そういった中で、やはり大学生の大会では、現在、自動発艇装置がもう必須要件になっているということもございます。今後、町として町の冠大会を大学生を中心とした大会を、今後も継続をさせていただく予定としておりますので、そういった大会時に、その都度その都度リースでの自動発艇装置を使用するというよりも、このたびの県の補助金等を活用させていただく中で、町として、自動発艇装置を購入、備え付けることによって、更なるカヌーの町づくりに対する取組み、それを進めてまいりたいというふうに考えております。また、先ほどの町長の答弁と重複する部分がございますが、高校生を対象としたまた中学生を対象としたような県総体、また中国地区総体、各種国スポのブロック大会、そういった大会時においても、今後、そういった自動発艇装置も活用できるものというふうに考えておるところでございます。それらの点を含めまして、総合的に今回町として自動発艇装置の購入というところで、補正予算を計上させていただいております。よろしくお願いします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

もう少し補足しますとですね、この自動発艇装置の耐用年数が、20年とか20年超とか言われております。目先だけでいきますと、インターハイとか国スポはある程度の割合での補助は、運営費用としては出ると思います。逆に言えば、それ以外の大会につきましては、全て自費で、賄えなきゃいけなくなります。今申し上げました中国地方で、カヌー競技場として受けられるのは、中国地方の中では、おそらく1番2番の指折りの競技場ですので、数年に1回は中国大会開かれますけども、もし、自動発艇装置をそこで使うとなると、そこで新たに100%町単独での費用が発生したりもしますので、それを20年ぐらい、あるいは30年度とか10年とかでもいいんですけども、長いところでは、単に国スポとインターハイだけで補助が出るので、全てリースでとなると、他の大会まで全てリースで、自費で払わなきゃいけなくなりますので、それをトータルで考えますとやはり保有したほうがいいのではないかと、こういうふうな判断で、県にも相談いたしまして、県のほうも、ある程度の補助をいただけると、このタイミングであればですね。というお話いただきましたので、保有の方向で考えまして今回上程をさせていただいております。

●原議長

2 番、牛尾議員。

●牛尾議員

私、決して否定的な考えを持ってるわけじゃなくて、カヌーを積極的に売り出しているということで、進めておられますので、カヌーは全国各地で様々な大会を開かれます。だから同様の施設っていうのは、本当に様々な条件のところで、各県いろんなところで持っておられる。その中で山に囲まれて、非常に条件のいい直線コースが取れるというふうなところだけでは、なかなかやっぱり売りにならないだろうということが一つやっぱりあるんだろうと思います。今後、本気で、そういうことを誘致していくということのある程度のやっぱり差別化、差別化を図っていくためには、若干の、そういう設備投資はやむを得ないんだろうなというふうには思ってますし、やるんだったら、やはりしっかりとやらないといけないだろうというふうに思っております。だから、全てさっきも申し上げたシステムをですね、全部そろえるってのは、ちょっとやはり余にも大きすぎるかなということがありますので、それともう一つ発艇装置っていうのは、やはりスタートが、やっぱり勝負ごとですので、あくまでも、スポーツの中で勝負ごとですので、そのタイミング、レースっていうのは、私非常に重要だと思っております。で、日々の、いわゆる、学生の部活の訓練なんかでも積極的に使うということで、いわゆる秒単位でのタイミングをはかるその訓練ってのは、十分に活用すべきだろうというふうに思っておりますし、一つの売りにもなっていくんだろうと。逆に言えば、それだけでいいのかと。発艇装置だけでいいのかいうふうな気持ちも、なきにしもあらずでありますので、そのところは、財政的な事情等も含めて、他のそういうカヌーコースも見比べながらですね、自分ところの売りはどこに持っていくんだということは十分この機会に検討していただけた方がいいのかなというふうに思ったりもします。それが1点でありました。それともう一つ、前のページだったかな。明許で、都賀長藤ですね、9000 万。これ建設の地盤改良ということの説明を受けました。この中にも事業費の中には、補償費とか、土地購入費とか、その他もろもろあったかと思いますが、実際、具体的に済んだものと、それと繰越されるもの、もう一度ちょっと説明をお願いしますか。

●原議長

番外、大和事務所長。

●吉村大和事務所長

牛尾議員、お尋ねの件でございます。令和6年度中の予算、事業費において、年度内で支出が完了したもの、それから、見込みのものについてでございますが、まず、大きいところでは、委託料ですね、こちらの敷地造成の測量調査設計委託費。こちらのほうが、年度内に支出を完了します。それから、用地費、土地代ですけど、土地購入費につきましても、年度内で完了いたします。補償費につきまして、個人に類するものと、一部ですね、共同所有に該当するものがありまして、個人に類するものにつきましては、年度内にお支払いをさせていただきます。共同処理のものにつきまして、今、皆様方と、所有者の皆様方と交渉を進めておりますが、こちらもほぼ年度内に支払える見込みとなっております。ということで繰越見込額のものでございますが、委託料の詳細設

計を含めました建物の方の設計委託、それから、先般、1月27日に第1期工事として入札をいたしました。敷地造成の地盤改良の方の工事方ですね。こちらの方、それから、現在、積算と工法等詰めておりますけれども、2期工事として残りの工事ですね、こちらのほうが、繰越として見込んでおまして、現在の段階で、委託料と工事請負費で、だいたい8990万円くらいになります。で、他にですね、補償費の予算、残予算余であったり、委託料の残予算と事業費全体では1億1128万円ありますけれども、こちらのうち、繰越限度として限度額として9000万を今回の補正の中で計上したのになります。以上です。

●原議長

10番、篠根議員。

●篠根議員

9ページの関連で、カヌーの関連でございますけど、自動発艇装置は、これつけますけれども、それで、記録を測定する装置というか、写真判定になったりとか、色々競技によってはいろいろあると思いますけど、記録を取る装置というか、測定器というか、そういうものの件はどういうふうに考えておられますか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。記録等の測定、またスタート及び決勝ラインの写真判定等につきましてですが、これらの必要経費につきましては、令和7年度、7年度の県の補助金のほうに、リース料という形で機材のリース料という形で、必要な予算を一つこちらで積立てているところでございます。

●原議長

他にございませんか。

●原議長

9番、山本議員。

●山本議員

みさと。PAY半額まつりの件について少しお伺いします。これ町外者の利用は、みさと。PAYのアプリを入れた方にだけで、カードは今度は駄目よということみたいですが、そうすると、みさと。PAYのアプリをどれだけぐらい入れておられるか。今の段階で。その様子が分かりますか。分かればちょっと教えてください。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今、山本議員のご質問で、今現在のアプリの登録者数だと思うんですけども、今ですね、ちょっとこちら調べまして、これ1月22日現在の数字ですけども、今アプリの登録者数が341件というふうな格好になっております。以上でございます。

●原議長

9 番、山本議員。

●山本議員

町外のは分かりますか。分かりませんか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

すいません。このアプリの登録に関しましては、町外と町内の区別がちょっとございませんので、ここの部分はちょっとわからないというところが生じたところでございます。

●原議長

9 番、山本議員。

●山本議員

それじゃあ、これに登録したのは、この前の 300 円で、300 ポイントですか。登録した方はもらえるということになってましたが。この前、産業祭の時に 300 ポイントプラスしてもらえるということ。そういう、あれは、今は特典はないわけですか。というのはですね、町外の方が、結構そういうのに登録されて 300 ポイントか 200 ポイントでもつくとですね、必ずそれを利用してここに来るということがあり得ると思うんですよ。ましてや先ほど冒頭町長から報告がありました、行政報告でありましたように、みさとと。アプリは、ものすごく町外の人が利用しとって、うちへ来るときに、通行止めの情報まで調べとるのが、この前、わかりまして、そういうことになると思います、上手にやれば、そこに、200 ポイントでも 100 ポイントでもアプリを導入されると、町外の方もつくよというのを、ちょっとキャンペーンやると、8 月の今度やる時にはおそらく来てくれて、買ってくれるんじゃないかという感じがするわけですよ。その辺りありますんで、何かその辺りもちっと工夫していただけないかと。せっかく、町民の 3 倍もあって、みさとアプリがなっておりますんで、みさとと。PAY アプリも、ぜひともそういう形でですね、利用を増やしていただければという感じがちょっとしましたので、検討していただきたいと思います。以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今回の半額まつりにつきまして、今一度、私の方からその狙いも含めまして、ご説明申し上げます。前 2 回やりまして大変好評でございまして、今でもやってくれ、やってくれという声を直接間接に聞いております。それで資料を見ていただきますとですね、前回と今回見比べていただきますと、赤いところが今回新しく変わったところでございまして、前回、前々回は消費喚起キャンペーンという言い方をしておりました。これはコロナがあって、消費者にとってもなんですけども、事業所にとっても、やはり売上げがかなり落ち込んだっていうこともありまして、事業所に設けてもらいたいということもありまして、町民も使えば、町外の人も使えば、これは同じような条件で、どんどん

町外からも来てほしいというような思いがありましてやらしていただいております。今回はですね、物価高騰消費キャンペーンというふうに銘打っております。これは主として事業者も、もちろんゼロではないんですけども、むしろ町民が物価高騰でかなり生活で困られてるだろうということで、町民にこそ積極的に活用していただきたいということで、ウエイトは少し町民のほうに持っていております。懐具合でいきますとですね、今回の、国から降りてきました臨時の交付金ですね、ご存じのように、3000万ちょっとですので、これに対して、これが使えるものを町内の福祉事業所への支援金と、今回の半額まつり、3000数百万使っておりますので、実は足が出とるんです。ですから前回は、4186万円使わせていただきましたけども、できるだけ予算を小さくしたいといった時には、まず町民向けにできるだけお金を使いたいというのと、レシート申請ってというのは、実は、300万円近くこれの事務処理の委託費がかかっておりまして、手作業でレシートを判別してポイントをつけるってということで、外部に委託しておりました。というような委託料も削減したいということで、今回は、できるだけ町民向け、それと、レシートを使わないっていう、作業を省いたということ等がありましてですね、こういうふうな形でやらせていただこうというふうに思っております。それでお願いしますように、このみさとと。PAYは、どんどん普及をしております、町民以外でも活用いただけてるというふうに認識しております。ここがもっともっと増えれば、美郷町内の町民だけの経済圏ではなくて、外貨も町内の事業者に移いいただけるような、そういうふうなところ狙いとしては出てきますので、そうすると、美郷町の商工業の活性化にも寄与いたしますので、今回のキャンペーンとは横におきましても、お願いしますように、町外のみさとと。PAY利用者をどんどん増やしていくということは非常に意義があるものだと思っております。そのキャンペーンをやって町外の方を増やすというのが、すぐにいいのかどうかというところは、また検討させていただきたいというふうには思っております。少し補足いたしますと、また、2月、3月議会で、来年度の予算案を計上させていただきますけども、その中には、例えば、このカヌーで訪れる大学生とか麻布大学で、たくさんの学生が訪れていただけるようになっておりますので、もっと積極的に美郷町内で滞在して、町民とも交流する、あるいはお店とか飲食店でお金を使ってもらってというのを促進する意味でも、大学生で、ある程度の日数以上美郷町内に滞在する大学生に滞在ポイントのようなものがつけられないかなというふうに思っております。それをもし付けるとしたら、みさとと。PAYに何ポイントっていうふうなやり方で付けようと思っておりますので、そうしますと、多分、カードではなくて若い人は、もうアプリで出来ますし、そういうふうなもので、今でもアプリを落とそうと思えば、幾らでもアプリが、スマホから落とせますので、そういうふうなところも含めましてですね、町の活性化とか滞在人口を増やしていくっていうようなところとも絡めて、このみさとと。PAYの町外の利用者もどんどん増やしていきたいなというふうに思っております。

●原議長

9番、山本議員。

●山本議員

要望に近い話なんですけど、できれば今のみさとと。PAYのアプリはチャージができるように、ぜひとも早くチャージができるようにしていただけるとですね、非常に使い勝

手のいい、若い人が必ず利用して、美郷町で買物してくれるんじゃないかという気がしますので、検討をお願いしたいと思います。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

このアプリのチャージにつきましては、今現在の商工会のほうですね、電子マネーと紐づけの作業を行っています。近々、おそらくこうできるようになると思いますので、その時がくれば、また、リリースをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

補足しますと、多分、大半のクレジットカードからチャージそれと電子マネーが幾つかありますけども、そのうちの話合いがついたところの、何とかPAY っていうところから、電子的にチャージができるような仕組みを今、商工会で詰めの作業をやっているというので、そうすると、より便利になってくるんじゃないかというふうに思います。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

3 番、藤原みどり議員。

●藤原みどり議員

もう一度ちょっとお尋ねするんですが、カヌースプリントの発艇装置のことなんですが、以前リースをされるとですね、1 回に 800 万円ぐらい要するというようなことをお聞きしたことがあるんで、買ったほうが安いということをおっしゃいました。その 800 万円というのは、確実にリースとしてそれよりも、例えば 600 万になるとかっていうような金額は打ち出されていないのかどうか、お聞きしたいと思います。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。藤原みどり議員お尋ねいただきましたように、まず、インターハイで自動発艇装置をリースで使用する際の必要経費、750 万の消費税で 825 万ということで、一旦数字の方は、いただいたものがございます。ただ、その後、その金額、リース料を少しでも抑えることが出来ないものかどうかっていったところまでは、お話は正直させていただいておりません。一旦、必要経費として、概算経費、大会運営上、競技運営上幾ら必要なのか、その中の一つの項目の自動発艇装置のリース料が税込みで 825 万であったというところでございます。

●原議長

3 番、藤原みどり議員。

●藤原みどり議員

はい。ありがとうございます例えばですね、これを買った場合もちろん1回ごとにそのメンテナンスというようなことがあると思うんですが、もちろん数字が違ってたりとか、そうそう壊れるものではないと思いますが、そういうメンテナンスのことについても、ちょっとお尋ねしとうございます。よろしくお願いします。

●原議長

番外教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。現在、購入を考えておりますのが、少し具体的なお話をいたしますと、ハンガリー製のポラリタ社製の自動発艇装置、こちらを考えているところでございます。この機種といいますか、自動発艇装置につきましては、オリンピック等々国際大会において、必ず、このポラリタス社製の自動発艇装置が用いられておるという現状もでございます。合わせて、中国地方といいますか、兵庫県の宍粟市がございまして、そちらのほうにも、音水湖というダム湖を活用したカヌーレーシング場、カヌースプリント競技場等を整備をしていらっしゃいます。以前に宍粟市さんのご担当者の方に電話、またメール等で、いろいろご助言といいますか、お話を伺った際にもですね、平成30年4月に、同ポラリタス社製の自動発艇装置を宍粟市さん導入をされていらっしゃるんですが、今日まで、メンテナンスについては、1回も行っていない。じゃあそういった状況の中で、機材の修理、部品交換等々を、今日までどういった状況なのかというところも問合せをいたしました。その際に、ご担当者の方からは、令和6年度に入ってから初めて、このエアシリンダーという部品がどうもあるようなんですが、その1本に不具合が生じたため、今年度その交換をしたぐらいですというご助言といいますか、お話をいただいております。以上のことから、今回のポラリタス社製の自動発艇装置のメンテナンスの不要性といいますか、また、機材そのものの制度性といいますか、修理等も適切な設置、また撤収、管理を行っていけば必要なしというご意見も伺っておりますので、議員お尋ねの点については、現在のところ、どういった状況になるかわかりませんけれども、先進地導入自治体さんのお話を伺いますと、そういった状況であるというところを、聞き取りをいたしております。以上でございます。

●原議長

他にございませんか。

●原議長

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第3号の質疑を終わります。
続きまして、議案第4号について質疑を許します。
質疑はございませんか。

●原議長

(なしの声)

●原議長

ないので、議案第4号の質疑を終わります。

●原議長

続きまして、議案第5号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

●原議長

(なしの声)

●原議長

ないので、議案第5号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

次に、議案第1号から議案第5号までの議案5件について一括して討論に入ります。
討論のある方は、議案番号を示してからお願いいたします。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

いづれもないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

初めに、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、美郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、令和6年度美郷町一般会計補正予算第8号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、邑智郡総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり、派遣することに決しました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じるとともに、令和7年美郷町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 10時50分)